

見直し後の「富山県国土強靱化地域計画」の概要

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

- ・富山県の強靱化を一層推進するため、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画として策定(H28(2016).3.31)
- ・国土強靱化基本計画との調和を図りながら、富山県における今後の強靱化施策の指針となるもの(アンブレラ計画)
- ・計画期間は、**2020年度から概ね5年間**



第2章 計画の基本的な考え方

○4つの基本目標

- ①人命の保護 ②県及び社会の重要な機能の維持 ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興

○基本的な方針

- ・**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進
- ・**自助、共助及び公助を適切に組み合わせ**、**官と民が適切に連携及び役割分担**して取り組む

○富山県における国土強靱化の意義

①富山県の強靱化を推進

陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化、社会インフラの老朽化対策

②太平洋側のリダンダンシーの確保

北陸新幹線の整備促進、東海北陸自動車道の全線4車線化、伏木富山港の整備促進

○9つの「事前に備えるべき目標」

避難生活支援、ICT技術の活用、復興への備え

社会情勢の変化や直近災害から得られた知見を反映し、基本計画に盛り込まれた**新たな視点**を踏まえ、目標の一部を見直し

- ①直接死の防止 ②迅速な救助・救援、医療活動及び**被災者等の健康・避難生活環境の確保** ③行政機能の確保 ④情報通信機能・情報サービスの確保
⑤地域経済活動の維持 ⑥ライフライン**被害の最小化**及び早期復旧 ⑦複合災害・二次災害の防止 ⑧迅速かつ**強靱な復興** ⑨太平洋側の代替性確保 (本県独自の設定)



第3章 地域特性

(地形的特性、気象的特性、社会経済的特性)

第4章 計画策定に際して対象とするリスク(想定する大規模自然災害)

○県内:風水害(台風、大雨、波浪、地すべり)、降雪、地震・津波 ○県外:南海トラフ地震、首都直下地震

第5章 脆弱性評価

○38の「起きてはならない最悪の事態」

- ・リスクシナリオとしての「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ・「事前に備えるべき目標」の見直しに合わせ、**「起きてはならない最悪の事態」の一部を新設・組替**

○脆弱性評価

・「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の現状と課題を分析・評価し、対応方針を検討

☆国基本計画に準拠して、「**起きてはならない最悪の事態**」を**新設・組替** (カッコ内は対応する「事前に備えるべき目標」)

- ・暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 (目標①)
- ・想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 (目標②)
- ・防災インフラの長期間にわたる機能不全 (目標⑥)
- ・事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 (目標⑧)
- ・国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響 (目標⑧)

第6章 推進方針

・脆弱性評価を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を達成するための**10の施策分野**ごとに、関連する**重要業績指標(KPI)**及び強靱化に関する**推進方針**を示す。

目標を達成した指標や陳腐化した指標の削除、新たな指標の追加

- <個別施策分野> ①行政機能・**防災教育**分野 ②住環境分野 ③保健医療・福祉分野 ④産業分野 ⑤国土保全・交通物流分野
<横断的分野> ⑥リスクコミュニケーション分野 ⑦**人材育成分野** ⑧**官民連携分野** ⑨老朽化対策分野 ⑩太平洋側のリダンダンシーの確保分野

☆新たな推進方針の追加

- ・国土強靱化地域計画策定の促進
- ・文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実
- ・北陸新幹線等の機能確保、早期復旧に向けた取組み

第7章 計画の推進

(推進方針の重点化、アクションプランの策定とPDCAサイクル、計画の見直し)

など